近江八幡市水道事業

近江八幡市長　　宛

申請者（給水装置所有者）

住　所

氏　名

工事場所

水道直結式スプリンクラー設備の設置条件承諾書

　水道直結式スプリンクラー設備の設置に当たっては、設備の適切な維持管理を図るとともに、次の事項について承諾します。

①災害、その他正当な理由による一時的な断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じた場合であっても、近江八幡市水道事業所に責任がないこと。

②水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合は、上記①の条件について借家人等に熟知させること。

③水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動や、火災時の非作動に係る影響については、近江八幡市水道事業所は責任を負わないこと。

④水道直結式スプリンクラー設備の設計に当たり、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用（同時使用を考慮しない）を想定して水理計算を行った場合において、実際に他の給水用具使用中に火災が発生し、作動した水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても近江八幡市水道事業所に責任がないこと。

⑤水道直結式スプリンクラー設備の所有者に変更が生じたときは、上記①から④の事項について譲渡人に熟知させ、承諾書の内容を承継すること。